〃	十三億八千八百七十四万円	十三億八千四百六十四万五千六百六十円	第三十六回	〃
〃	三十一億五千二百三万円	三十一億四千三百十一万三千七百二十五円	第三十七回	〃
〃	十億三千八百十七万円	十億三千五百十万九千二百六十三円	第三十八回	〃
〃	三十八億二千四百五十七万円	三十八億千三百七十五万千百五十六円	第三十九回	〃
〃	十六億四千百七十四万円	十六億三千六百八十九万九千七百四十四円	第四十回	〃
〃	二十一億三百八十四万円	二十億九千七百八十八万八千七百九十四円	第四十一回	〃
〃	十七億三千四百七十六万円	十七億二千九百六十四万五千四百九十五円	第四十二回	〃
〃	二十九億五千七百四万円	二十九億四千八百六十七万五千二百六十七円	第四十三回	〃
〃	七十三億五千六百四十九万円	七十三億三千四百八十万七百二十二円	第四十四回	〃
〃	八十八億五千三百十九万円	八十八億二千八百十四万六千百五十三円	第四十五回	〃
〃	二十九億三千二百五十二万円	二十九億二千五百八十六万三百六十八円	第四十六回	〃
〃	四十二億六千五百八十一万円	四十二億五千六百二十四万千二百七十六円	第四十七回	〃
〃	四十七億六千四百四十八万円	四十七億五千四十三万二千八百二十一円	第四十八回	〃
〃	三十八億五千八百三十九万円	三十八億四千六百七十万六千八百四十六円	第四十九回	〃
〃	十八億八千九百三十万円	十八億八千四百十二万六千八百十三円	第五十回	〃
〃	六十二億六千二百四十八万円	六十二億四千四百七十六万四千七百六十円	第五十一回	〃
〃	五十七億千八百七十二万円	五十七億五百七十三万二千八百四十七円	第五十二回	〃
〃	百二十六億九千二百九十二万円	百二十六億六千五百七十二万九千三百四十八円	第五十三回	〃
〃	八百二十万円	八百十九万四百二十九円	第五十八回	〃
〃	千万円	九百九十九万千二百五十五円	第六十一回	〃
〃	千万円	九百九十九万二千七百十三円	第六十二回	〃
〃	六百万円	五百九十九万六千二百四十五円	第六十三回	〃
〃	一億千四百二十三万円	一億千四百二十二万三千九百六十一円	第六十五回	〃
〃	七億九千九百四十万円	七億九千九百八万千六百十四円	第八百一回	〃
〃	三億八千九百七十万円	三億八千九百五十四万四千七百八十四円	第八百二回	〃
〃	二百万円	百九十九万九千二百四円	第八百三回	〃
〃	二千六百八十四万円	二千六百八十二万九千三百十四円	第八百四回	〃
合計	千百三十五億四千二百九十三万円	千百三十三億八百二十六万七千六百円		

○厚生労働省告示第四百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を次のように定めたので、告示する。

平成二十七年十月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針

児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）により、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に係る法定給付としての小児慢性特定疾病医療費の支給や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が法に位置づけられ、平成二十七年一月一日に施行された。

本方針は、法第二十一条の五の規定に基づき、法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の良質かつ適切な実施をはじめとして、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、疾病児童等（法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等をいう。以下同じ。）の健全な育成を図ることを目的とする。

第一　疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進の基本的な方向

一　国並びに都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が必要な医療や支援等を確実に、かつ、切れ目なく受けられるようにするため、当事者である小児慢性特定疾病児童等及びその家族の意見を踏まえつつ、小児慢性特定疾病児童等の健全な育成に係る施策の実施及び充実に努める。なお、施策の実施及び充実に当たっては、小児慢性特定疾病児童等には、小児慢性特定疾病であって、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の要件を満たさない疾病に罹患している児童及び児童以外の満二十歳に満たない者が含まれることに留意することが重要である。